

保護水面について

1 保護水面とは

保護水面とは、水産資源保護法第17条で規定される、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事が指定する区域をいいます。

保護水面では、沖縄県漁業調整規則で定められた水産動植物の採捕が禁止され、埋立て若しくはしゅんせつの工事等をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています。

2 保護水面の指定

沖縄県は、石垣島に2箇所の保護水面を指定しており、それぞれ川平保護水面管理計画書と名蔵保護水面管理計画書を作成しています。保護水面の位置と計画の概要は以下のとおりであり、沖縄県漁業調整規則で定められた水産動植物の採捕が禁止されています。



航空写真：環境省提供

(1) 川平保護水面

ア 増殖対象

シャコガイ類、イセエビ類、
ナマコ類、シラヒゲウニ、カ
タメンキリンサイ

イ 採捕の禁止

魚類、タコ類、イカ類及び
ヒトエグサ以外の水産動植物

(2) 名蔵保護水面

ア 増殖対象

アオリイカ、ハタ科、フエ
フキダイ科、ブダイ科、ベラ
科、フエダイ科、アイゴ科

イ 採捕の禁止

すべての水産動植物

3 保護水面区域内での工事の施工の許可

保護水面区域内で工事の施工の許可を受けようとする者は、申請書、工事の事業計画書、設計書、他の法令に基づく許可が必要な場合は、当該許可のあったことを証する書類を、沖縄県農林水産部水産課に提出してください。